

平成27年度中に策定・変更（見直し作業を含む。）が予定されている計画等

計画等の名称	計画期間	区分	法律上の位置づけ					備考（根拠法令、上位計画等）	所管課名
		策定 または 変更	法定 受託	義務	努力 義務	任意	その他		
滋賀県地域防災計画（震災対策編他）		変更		○				災害対策基本法（第40条）	防災危機管理局
（仮称）新しいエネルギー社会の実現に向けた道筋	平成28年度～ 平成32年度	策定					○		エネルギー政策課

（注1）単年度のみを計画期間とする計画を除く。

（注2）「区分」欄は、「策定」または「変更」と記入してください。

（注3）「備考」欄の根拠法令については、規定されている条番号まで記入してください。

「(仮称)新しいエネルギー社会の実現に向けた道筋」の検討について

1. 趣旨

- 本県では、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進等を戦略的に推進していくため、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を平成 25 年 3 月に策定し、現在、同プランに基づき各種の取組を進めているところ。

- 同プランの策定以降、「第 4 次エネルギー基本計画」の閣議決定(平成 26 年 4 月)、固定価格買取制度の見直し(買取価格の低減を含む)、電力小売全面自由化(平成 28 年～)をはじめとする「電力システム改革」の進展、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)の検討(～平成 27 年夏頃)など、国におけるエネルギー政策の動向が大きく変化してきている。

- 本県では、平成 27 年 3 月に策定した『滋賀県基本構想』や『滋賀県産業振興ビジョン』において示している「原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していく」ためにも、今後、再生可能エネルギーの導入促進のみならず、地域レベルで取り組み可能なエネルギー政策を幅広く推進していく必要がある。

- このように、エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するため、その指針となる『(仮称)新しいエネルギー社会の実現に向けた道筋』を策定し、これに基づき、『滋賀県基本構想』の基本理念に掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」をエネルギーの分野から実現していくこととする。

2. 概要

(1)性格

- 本県において長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針
- 県民や事業者、各種団体などが自主的、積極的に取り組むための指針
- 「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」(平成 25 年 3 月策定)の改訂版

(2)構成イメージ

- 平成 42(2030)年度を展望し、長期的な視点から、滋賀の将来の姿や基本理念等を掲げる『長期ビジョン編』
- 「長期ビジョン編」を踏まえ、平成 32(2020)年度までの 5 年間に重点的に取り組むべき県の施策の展開方向を掲げる『重点政策編』
 - 再生可能エネルギーの導入促進
 - 省エネルギー、節電の推進
 - エネルギーの効率的な活用の推進
 - 関連産業の振興・技術開発の促進

(3)策定プロセス

- エネルギー問題に関して専門的知見を有する学識経験者等で構成する「有識者会議」を設置し、その意見を聴取する。
- その他、県内市町、事業者等からも随時意見を聴取する。

(4)策定スケジュール (※想定)

平成 27 年 6 月	庁内(推進本部)での検討・議論を開始
8 月頃	第 1 回有識者会議 (平成 28 年 1 月まで 3 回程度開催)
11 月頃	素案作成
平成 28 年 1 月頃	案作成
2 月頃	県民政策コメント
3 月	策定
※ 適宜、常任委員会へ報告	